

○排水樋門操作要領

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 警戒体制（第5条—第7条）
- 第3章 機場等の操作の方法等（第8条—第12条）
- 第4章 雑則（第13条—第17条）
- 附則

第1章 総則

（要領の趣旨）

第1条 落合堀、五輪下、120号、3号、4号、6号、開成山、168号、169号排水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第2条 樋門の操作は、一級河川阿武隈川、一級河川逢瀬川及び一級河川笹原川（以下「河川」という。）の洪水による落合堀、105号、120号、3号、4号、6号、114号、168号、169号雨水幹線（以下「雨水幹線」という。）への逆流を防止することを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この操作要領において「機側操作」とは、樋門に設置した操作盤等において、河川や雨水幹線、背後地の状況等を目視及び流向等の観測機器で確認しながら行う樋門の操作をいう。

（操作の基本方針）

第4条 樋門の操作は、第8条及び第10条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

第2章 警戒体制

（警戒体制の実施）

第5条 郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) 別表の水位観測所における基準水位（以下、「河川水位」という。）が氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 河川について洪水注意報又は洪水警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水により樋門から逆流のおそれがあるとき。

（警戒体制における措置）

第6条 管理者は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) 第8条第1項の操作を行っている場合において、堤防、背後地の状況、水防活動の状況等（以下、「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、以下のいずれかの状況において、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている要員（以下、「機側操作員」という。）に退避を指示すること。
 - ア 河川水位が避難判断水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき。
 - イ 現場状況から危険を察知した機側操作員から退避を求められたとき。
- (5) 緊急を要する場合には機側操作員が管理者の指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況の報告をさせること。
- (6) その他樋門の管理上必要な措置。

（警戒体制の解除）

第7条 管理者は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第3章 機側等の操作の方法等

（洪水時の操作方法）

第8条 管理者は、河川水位が氾濫注意水位以上避難判断水位以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 河川から雨水幹線への逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲート（以下、「ゲート」という。）を全開しておくこと。
 - (2) 河川から雨水幹線への逆流が始まったときは、ゲートを全閉すること。
 - (3) ゲートを全閉している場合において、河川水位が下降傾向にあり、樋門の上流側の水位が樋門の下流側の水位より高くなったときは、これを全開すること。
- 2 前項の場合においては、樋門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。
 - 3 樋門の上下流側の水位差がほとんどなく、水位が上昇している状態で、かつ樋門の下流側の河川水位が氾濫危険水位に達すると見込まれる場合は、河川から雨水幹線への逆流を確認するためにゲートを全閉して上下流のどちらかの水位が高くなるか確認するものとする。
 - 4 第6条（4）により機側操作員が退避する際は、ゲートを全閉するものとする。

（平水時における操作の方法）

第9条 管理者は、河川水位が水防団待機水位未満のときは、ゲートを全開にしておくものとする。

(操作の方法の特例)

第10条 管理者は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前2条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第11条 管理者は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 管理者は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、内陸側に影響が生ずる恐れがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作等に関する記録)

第12条 管理者は、樋門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第10条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第4章 雑則

(点検その他の維持)

第13条 管理者は、樋門及び樋門を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検その他の維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第14条 管理者は、別表の水位観測所の水位、樋門の上下流の水位、その他樋門を操作するため必要な事項を観測するものとする。

(訓練)

第15条 樋門の操作の机上又は実地における訓練を、細則の定めるところにより定期的に行うものとする。

- 2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。
- 3 第1項に規定する訓練により洪水による樋門への逆流の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作要領を変更するものとする。

(記録の作成と保存)

第16条 管理者は、樋門の管理に関する事項については、記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第17条 本操作要領に定めるもののほか、本操作要領の実施のため必要な事項は、細則で定める。

附 則

1 本操作要領は、令和5年3月24日から施行する。

別表

水位観測所一覧表

樋門名	河川名	観測所名
落合堀排水樋門	一級河川阿武隈川	阿久津観測所
五輪下排水樋門		須賀川観測所
120号排水樋門	一級河川逢瀬川	阿久津観測所
3号排水樋門		
4号排水樋門		
6号排水樋門		
開成山排水樋門		富田観測所
168号排水樋門	一級河川笹原川	成山観測所
169号排水樋門		

基準水位一覧表

	阿武隈川 阿久津観測所	阿武隈川 須賀川観測所	逢瀬川 富田観測所	笹原川 成山観測所
水防団待機水位	4. 00 m	3. 50 m	2. 50 m	2. 30 m
氾濫注意水位	5. 50 m	4. 50 m	2. 80 m	3. 00 m
避難判断水位	6. 80 m	7. 10 m	3. 00 m	3. 33 m
氾濫危険水位	7. 90 m	7. 70 m	3. 60 m	3. 83 m
計画高水位	8. 68 m	7. 99 m	5. 00 m	4. 30 m